

資料 1 - 4 - ②

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園			府省名	厚生労働省	
沿 革		昭和46年1月 特殊法人心身障害者福祉協会設立 → 同年4月 国立コロニーのぞみの園（重度知的障害者総合施設）開園（群馬県高崎市） → 平成15年10月 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園に移行					
中期目標期間		第1期：平成15年10月～平成20年3月（平成19年度見直し） 第2期：平成20年4月～平成25年3月					
役員数及び職員数 (平成24年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数（うち、監事の人数）			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		5人（2人）	3人（0人）	2人（2人）	232人		128人
年 度		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度(要)
国からの財政支出額の推移 (単位:百万円)	一般会計	2,686	2,382	2,555	2,261	2,538	—
	特別会計	0	0	0	0	0	—
	計	2,686	2,382	2,555	2,261	2,538	—
	うち運営費交付金	2,596	2,382	2,264	2,261	1,977	—
	うち施設整備費等補助金	90	0	291	0	561	—
	うちその他の補助金等	0	0	0	0	0	—
	うち政府出資金	0	0	0	0	0	—
支出予算額の推移 (単位:百万円)		4,212	3,885	4,036	3,787	3,992	—
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移 (単位:百万円)		0	0	0	0		
(単位:百万円)	発生要因	支出額を限度として運営費交付金を収益化する、費用進行基準を採用しており、利益剰余金の発生はない。					
	見直し内容	利益剰余金は、独立行政法人通則法に基づき、中期計画期間終了後に全額国庫に返納することとしている。					
運営費交付金債務残高 (単位:百万円)		273	386	436	380		
行政サービス実施コストの推移 (単位:百万円)		2,656	2,191	2,506	2,521	(見込み)	(見込み)
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額		人員削減等による効率化による人件費等の縮減を行う。					

中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成 23 年度実績)	1. 業務運営の効率化に関しては、のぞみの園の設立目的に沿った業務運営を行うため、入所利用者の自立支援（地域移行）の推進、高齢化対策、新たな政策課題に対する取組等を推進するため、平成 21 年度及び 23 年度には寮再編を実施し生活寮の数を減らし、さらに、平成 20 年度、22 年度及び 23 年度においては、新たな政策課題である福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者（以下「矯正施設等退所者」という。）への支援事業の推進を図るため組織改正を実施したところであり、効率的かつ柔軟な組織改正に積極的に取り組んできた。 2. 業務運営の効率化に伴う経費節減に関しては、中期目標において設定された運営費交付金の 23 % 以上の節減に向けて、常勤職員数を計画的に削減するとともに、平成 21 年度から、国家公務員の新しい給与体系に準拠した給与制度を導入し、俸給の引下げ等により人件費を削減し、また、一般競争入札等の実施による節減に努めるなど積極的に行うことにより、運営費交付金（退職手当相当額を除く）は、平成 19 年度に比して平成 23 年度までに△ 6.7 億円節減（△ 28.7 %）し、中期目標（23 % 以上節減）を上回った。なお、今後も独立行政法人として業務運営の効率化に取り組む一方、サービス水準の維持の観点から有用な人材の育成・確保を図るなど、施設利用者に対する支援の質を高めるための方策についても留意する必要がある。 3. 地域移行の取組については、年々、施設利用者の高齢化、機能低下が進み、地域移行や新たな同意を得ることが難しくなっている中、施設利用者及び保護者・家族の意向を尊重しつつ、障害特性を考慮した受入先の確保に努めるなど、一人ひとり丁寧に手順を踏んで取り組んでいるものと認められる。こうした取組の結果、平成 23 年度までに第 1 期中期目標期間から通算して 132 名の施設利用者が出身地での地域生活のためにのぞみの園を退所したことなど、中期目標（独立行政法人移行時（平成 15 年 10 月）と比較して、施設利用者数の 3 割縮減）は、地域移行者だけで達成が見込まれる。 4. 矯正施設等退所者への支援、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者への支援及び高齢化した施設利用者への支援については、全国の知的障害関係施設・事業所においても直面している重要な課題であるので、のぞみの園においては、専門家を招聘しその指導の下、職員の支援技術の向上を図るとと
---	---

	もに、モデル的な支援の確立に向けて事業を推進した。 5. 調査・研究については、知的障害者の地域移行、行動障害等を有する著しく支援が困難な者への支援、矯正施設等退所者への支援、発達障害者・児への支援、健康管理、福祉と医療の連携など、国の政策課題となっているテーマや全国の知的障害関係施設・事業所において関心の高いテーマを取り上げて実施するとともに、これらの成果を活用するなどにより、障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るための研修会やセミナー等を積極的に実施した。 6. なお、のぞみの園は、平成23年3月11日発生した東日本大震災により被災した障害者や障害関係施設に対する支援に積極的に取り組んだ。特に、平成23年4月15日から現在に至るまで、福島第1原子力発電所の10キロ圏内にある被災施設の社会福祉法人友愛会の利用者及び職員等を一括して受け入れて、従来の事業ができるように支援しており、今後も国立施設としてこうした支援に積極的に取り組んでいく。
--	---

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園			府省名	厚生労働省	
事務及び事業名	重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図る。					
事務及び事業の概要	① 重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供するための施設の設置・運営 ② 知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための効果的な支援の方法に関する調査、研究及び情報の提供 ③ 障害者支援施設において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修 ④ 知的障害者の支援に関し、障害者支援施設の求めに応じた援助及び助言 ⑤ その他附帯する業務					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度（要求）
	支出予算額	3,885	4,036	3,787	3,992	—
	国からの財政支出額	2,382	2,555	2,261	2,538	—
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、24年度は4月1日現在)	常勤	255 人	252 人	232 人	226 人	-
	非常勤	115 人	121 人	128 人	135 人	-
「基本方針」での指摘	施設利用者の減少に伴う人員削減等による効率化を図る。（平成22年度から実施）					
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	1. 人員削減等による効率化 地域生活への移行等による施設利用者の減少に伴い、人員削減等による効率化を図るとともに、効率化により施設利用者に対するサービスの質が低下することのないよう、有用な人材の育成・確保を図ること。 2. 設置・運営の強化 (1)「障害者自立支援法」が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）となり、平成25					

	年４月１日から施行されるが、これまで培ってきた福祉と医療の連携による支援の専門性を活用して重い障害がある人の地域生活を支えるモデル的な支援事業に取り組むなど、新法の理念である地域社会における共生の実現に寄与する事業に積極的に取り組むこと。 （２）発達障害児・者支援のニーズに的確に対応するため、就学前から成人まで切れ目なく支援するための体制を整備するとともに、新たな事業に取り組むこと。 （３）矯正施設等退所者への支援、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者への支援及び高齢化した施設利用者への支援については、全国の知的障害関係施設・事業所においても直面している重要な課題であるので、のぞみの園においてモデル的な支援の確立に向けて、引き続き事業を積極的に推進すること。 （４）施設利用者の地域移行については、年々、施設利用者の高齢化、機能低下が進み、地域移行や新たな同意を得ることが難しくなっているが、今後も、施設利用者及び保護者・家族の意向を尊重しつつ、障害特性を考慮した受入先の確保に努めるなど、地域生活への移行に向けて粘り強く取り組むこと。 ３．調査・研究及び養成・研修の充実 調査・研究及び養成・研修については、上記の（１）～（４）の政策課題や障害者総合支援法の新たな政策課題など、国の政策目標の実現に資する分野や、民間では対応が難しい先駆的な分野について、関係機関や大学等の外部有識者との連携を図りながら実施するなど、さらに充実を図ること。
備考〔補足説明〕	のぞみの園は他の独立行政法人と同様に効率的な業務運営への取組が求められる一方で、のぞみの園の設立目的が、「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法」（平成１４年法律第１６７号）により、「重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ること」と

	されており、業務実績の評価の視点にも強調されているように、「業務運営の効率化」と「サービスの質の確保」という質の異なる目標を課せられていることも考慮する必要がある。 したがって、のぞみの園の事務及び事業の見直しにあたっては、①業務運営の効率化に関しては、効率化を図るための取組が施設利用者に対するサービスの質の低下に繋がらないこと、②重度知的障害者の自立支援のための取組については、地域移行に向けての条件整備全般に亘って、施設利用者一人ひとりに対してていねいに取り組むこと、③矯正施設等退所者に対するモデル的な支援の実践により全国の関係施設の取組を促進すること、④調査・研究及び研修については、その内容が障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであり、かつ、その成果が知的障害関係施設等で活用されるなど実効性のあるものであること等、業務内容の質の面に留意する必要がある。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	人員削減等による効率化による人件費等の縮減を行う。